

第2章 弁護士人口の将来予測(シミュレーション)

1 弁護士人口の将来予測

次の表は、「弁護士人口の将来予測(シミュレーション)」を行ったものである。この予想を行う前提として、2010年まで司法試験合格者が順次増加し、同年に3,000人となった後は3,000人を維持した。過去の統計から、司法修習を終了した者の数と、弁護士会の新規登録者(司法修習生、元判事、元検事、その他)の数の割合が100対95であることを前提としている。そして、43年前に司法修習を終了した者と同数の者が、43年後に法曹でなくなり(死亡、引退)、その内の95%が弁護士であると仮定した。

同シミュレーションによれば、法曹人口は2018年に55,626人となり、弁護士人口は50,027人となる。これは司法制度改革審議会意見書の予想とほぼ同じである。その後も年間司法試験合格者3,000人を維持していくと、法曹人口総数は、2056年に135,465人になるまで増え続け、ここで新規資格取得者と法曹でなくなる者が均衡し、安定する。このときの弁護士人口は123,484人と予想される。

弁護士1人あたりの国民数は、日本の総人口が減少することと相まって、2043年には1,000名を切ることになる。この数は、フランス(2005年=1,488人)、ドイツ(2005年=623人)の間くらいの数である。日本の総人口は、2005年には1億2,700万人であるが、これが2051年には1億人を切ると予想されている。

西暦	年号	法曹三者の 総人口	新規法曹 資格者	43年前 修習修了者	弁護士人口	弁護士 増加数 (前年比)	国民人口 推計 (単位千人)	弁護士 1人あたりの 国民数
2005	平成17年	26,067	1,187	365	22,059	885	127,708	5,789
2006	平成18年	27,098	1,396	441	22,966	907	127,741	5,562
2007	平成19年	29,107	2,450	478	24,840	1,873	127,733	5,142
2008	平成20年	31,179	2,550	484	26,802	1,963	127,686	4,764
2009	平成21年	33,395	2,700	511	28,882	2,080	127,599	4,418
2010	平成22年	35,734	2,850	516	31,099	2,217	127,473	4,099
2011	平成23年	38,218	3,000	512	33,463	2,364	127,309	3,804
2012	平成24年	40,706	3,000	506	35,832	2,369	127,107	3,547
2013	平成25年	43,200	3,000	495	38,212	2,380	126,865	3,320
2014	平成26年	45,705	3,000	493	40,594	2,382	126,585	3,118
2015	平成27年	48,212	3,000	506	42,963	2,369	126,266	2,939
2016	平成28年	50,706	3,000	543	45,297	2,334	125,909	2,780
2017	平成29年	53,163	3,000	537	47,637	2,340	125,513	2,635
2018	平成30年	55,626	3,000	484	50,027	2,390	125,080	2,500
2019	平成31年	58,142	3,000	463	52,437	2,410	124,611	2,376
2020	平成32年	60,679	3,000	465	54,845	2,408	124,107	2,263
2021	平成33年	63,214	3,000	454	57,264	2,419	123,570	2,158
2022	平成34年	65,760	3,000	484	59,654	2,390	123,002	2,062
2023	平成35年	68,276	3,000	499	62,030	2,376	122,406	1,973
2024	平成36年	70,777	3,000	483	64,421	2,391	121,784	1,890
2025	平成37年	73,294	3,000	436	66,857	2,436	121,136	1,812
2026	平成38年	75,858	3,000	447	69,283	2,425	120,466	1,739
2027	平成39年	78,411	3,000	450	71,705	2,423	119,773	1,670
2028	平成40年	80,961	3,000	448	74,129	2,424	119,061	1,606
2029	平成41年	83,513	3,000	482	76,522	2,392	118,329	1,546
2030	平成42年	86,031	3,000	470	78,925	2,404	117,580	1,490
2031	平成43年	88,561	3,000	489	81,311	2,385	116,813	1,437
2032	平成44年	91,072	3,000	506	83,680	2,369	116,032	1,387
2033	平成45年	93,566	3,000	508	86,047	2,367	115,235	1,339
2034	平成46年	96,058	3,000	506	88,417	2,369	114,425	1,294
2035	平成47年	98,552	3,000	594	90,702	2,286	113,602	1,252
2036	平成48年	100,958	3,000	633	92,951	2,249	112,768	1,213
2037	平成49年	103,325	3,000	699	95,137	2,186	111,923	1,176
2038	平成50年	105,626	3,000	720	97,303	2,166	111,068	1,141

2039	平成51年	107,906	3,000	726	99,463	2,160	110,207	1,108
2040	平成52年	110,180	3,000	729	101,621	2,157	109,338	1,076
2041	平成53年	112,451	3,000	744	103,764	2,143	108,465	1,045
2042	平成54年	114,707	3,000	794	105,859	2,096	107,589	1,016
2043	平成55年	116,913	3,000	1,530	107,256	1,397	106,712	995
2044	平成56年	118,383	3,000	975	109,180	1,924	105,835	969
2045	平成57年	120,408	3,000	968	111,110	1,930	104,960	945
2046	平成58年	122,440	3,000	1,005	113,005	1,895	104,087	921
2047	平成59年	124,435	3,000	1,183	114,732	1,726	103,213	900
2048	平成60年	126,252	3,000	1,188	116,453	1,721	102,339	879
2049	平成61年	128,064	3,000	1,499	117,879	1,426	101,466	861
2050	平成62年	129,565	3,000	1,500	119,304	1,425	100,593	843
2051	平成63年	131,065	3,000	1,500	120,729	1,425	99,719	826
2052	平成64年	132,565	3,000	1,600	122,059	1,330	98,840	810
2053	平成65年	133,965	3,000	2,300	122,724	665	97,956	798
2054	平成66年	134,665	3,000	2,500	123,199	475	97,067	788
2055	平成67年	135,165	3,000	2,700	123,484	285	96,171	779
2056	平成68年	135,465	3,000	3,000	123,484	0	95,268	772

【この表の見方】

1. 法曹三者の総人口 = 前年の法曹三者の総人口 + 新規法曹資格者 - 前年の 43年前修習終了者 として算出。
2. 法曹資格取得者は43年後に法曹でなくなる（死亡、引退）と仮定した。
3. 弁護士人口 = 前年の弁護士人口 + 弁護士増加数（前年比）として算出。（2005年の弁護士人口は、2005年12月31日現在のもの）
4. 弁護士増加数（前年比） = 同年度の司法修習修了者数の95%に当たる割合で弁護士数が増加すると仮定した。これは司法修習を終えた者の95%が弁護士になるという意味ではなく、司法修習修了者と元判事、元検事、その他のルートで弁護士になったものの合計が、その年の司法修習修了者の数の95%に当たる数に相当すると仮定したものである。95%という数字は、過去の平均値を用いた。そして、43年前の司法修習修了者の95%が最終的に弁護士となっており、その者が43年後に死亡、引退などで弁護士ではなくなると仮定した。なお、2005年の数値は実数である。
5. 2005年度の法曹三者の総人口は、同年12月31日現在の弁護士数（正会員）に裁判官、検察官の定員（簡裁判事、副検事を除く）を足したものである。
6. 弁護士1人あたりの国民数は、国民人口推計を 弁護士人口で除して算出した。
7. 国民人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」（2002年1月推計）によるもの。

司法修習生考試に関する資料 (最高裁判所より受領した情報による。)

考試実施年度	採用年度	期	応募者数	合格者数	本考試に合格できなかつた者の数	備考
平成9年度	平成7年度	49期	720	717	3	
平成10年度	平成8年度	50期	727	722	5	
平成11年度	平成9年度	51期	729	729	0	
平成12年度	平成10年度	52期	743	740	3	
	平成11年度	53期	789	770	19	
平成13年度	平成12年度	54期	979	963	16	
平成14年度	平成13年度	55期	990	979	11	
平成15年度	平成14年度	56期	1006	995	11	
平成16年度	平成15年度	57期	1183	1137	46	
平成17年度	平成16年度	58期	1189	1158	31	
平成18年度	平成17年度	59期	1493	1386	107	(今年度)

注：本考試に合格できなかつた者の数には、合格留保者及び病氣等により考試の全部または一部を欠席した者が含まれる。

各種求人採用動向調査結果一覧

弁護士業務総合推進センターアンケートより

	2007年度新規登録弁護士数(推定)		2007年度求人数(推定)	
	最小	最大	最小	最大
法律事務所	2160名 ~ 2250名 (詳細は、別紙参照)		1700名 ~ 2100名 (詳細は、別紙参照)	

	対象	回答数(a)	採用を考えている企業数 (b)	割合 (b) ÷ (a)	今後5年間の採用予定
国内企業	3795社 (一部上場、二部上場、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス、非上場(生損保の一部、マスコミ等))	1019社	49社 (1人採用してから考える と答えた企業14社含む)	4.81%	45名 ~ 120名
外資系企業	1457社 (東洋経済新報社の 選んだ主要企業)	202社	11社 (1人採用してから考える と答えた1社を含む)	5.45%	13名 ~ 30名
自治体	849機関 都道府県と全国の市 以上(東京23特別区 を含む)	369機関	7機関 (1人採用してから考える と答えた4団体と、検討 中、検討したいと答えた 3団体)	1.90%	0名 ~ 7名
官庁	46省庁	28省庁	5省庁 外務省、法務省、財務省 財務局、公正取引委員 会、金融庁	17.86%	42名 ~ 50名強

今後5年間の採用予定合計 100名 ~ 207名強

注 外資系企業及び自治体アンケートは、2006年10月末現在の仮集計状況

弁護士求人アンケートの分析結果および対策についての日弁連コメント

2006年8月23日

日本弁護士連合会

1. この度、当連合会として初の試みである弁護士求人アンケートを実施し、ここにその分析結果を公表します。
2. 弁護士会は、司法修習における実務修習等の活動を担い、法科大学院においては約1000人の実務家教員を送りだし、これまで法曹養成に貢献してきました。後進の養成は弁護士会の根幹にかかわることであり、重大な責務と認識しております。また、弁護士事務所への就職を志望する司法修習終了者が、しっかりと弁護士事務所でオン・ザ・ジョブ・トレーニングを積むことが大事です。
3. 本年度（59期）は、求人数からの予測からは、約1200人強の弁護士事務所への就職志望者が、ほぼ就職を果たせるのではないかと分析しています。
来年度（60期）は、現60期司法修習生と法科大学院出身者で新司法試験合格者である新60期司法修習生の修習終了者は、本年度と比較して合計約1000人増加すると推測されます。アンケートによって、求人に関する有用な情報を入手できましたが、現段階では未だ多数の弁護士事務所が60期の採用計画を決めていないことや、採用予測をする上で数多くの考慮すべき要素があることから、現時点において確度の高い求人数の予測はできませんでした。しかしながら、現時点においては、弁護士事務所就職希望者数より求人数の方が下回っている可能性が大きいと考えます。
4. 当連合会・弁護士会は、業務基盤を確立し安定した求人数を確保するために、今後採用促進に向けて次のとおりの対策を講じます。
第1は、求人情報について、当連合会と弁護士会とが有機的に接続された効果的なシステム化を図り、ことに本アンケートで得られた情報も掲載して、修習生の求職情報にマッチするように工夫します。
第2は、できるだけ多くの弁護士会または弁護士会連合会で就職説明会を効果的に開催し、多くの事務所の参加を呼びかけ、直接面談できる機会を拓ける工夫をします。
第3は、弁護士の大都市偏在に対処するため、中小規模会には、採用倍増運動等を要請し、さらに、採用促進を図るために、独立開業支援や新人弁護士のサポートなどの態勢を弁護士会として敷いてもらうよう、強力に働きかけます。

第4は、勤務弁護士採用によるメリットを訴え、採用意欲を高める運動をします。ことに総事務所数の70%を占める1人事務所の採用動向が重要であり、採用促進に向けた取り組みを強力に進めます。また弁護士事務所承継も併せて重要なテーマとして採りあげます。

その他、弁護士協同組合と連携して開業や事務所移転資金の貸付制度の充実も検討しております。

5. 当連合会・弁護士会としては、以上のような対策を講じますが、司法研修所や各地の法科大学院に対しても採用促進への協力を要請し、また最高裁判所・法務省に対して、裁判官不足、検察官不足解消の必要性の観点からも、任官者の増員を訴えていきます。また、企業・行政機関等に雇用される弁護士の増大も重要な課題です。

このように、司法全体の容量の拡充に向けての取り組みを継続していくことがこれまで以上に求められると認識しています。

6. 2008年度以降も、修習終了者は増加を続け、2011年頃には修習終了者3000名に達し、求人確保の課題は継続します。弁護士事務所における新人採用の潜在能力を引き出し、また4項及び5項の対策を講じ、そしてそれを継続することにより、求人確保に取り組みたいと考えております。

本年度の実績や2007年度の内定状況を見据えて、2008年度以降の対策を検討します。

7. 当連合会は、本年6月、弁護士業務総合推進センターを創設し、その中に弁護士就職問題、弁護士の大都市偏在・過疎問題、弁護士情報提供・紹介制度、法的ニーズ・法曹人口調査検討などの課題に対して10を超えるプロジェクトチームを設置し、弁護士業務の推進・拡充に向けて一丸となって取り組んでおります。

今後の司法改革の実現は、新規法曹の大幅増加という司法の人的基盤の拡充がベースであり、出発点となっています。

当連合会は、弁護士の大増員に呼応して、法的ニーズの掘り起こしを図り、法化社会の実現に向けての第一歩を踏み出したところです。今後、企業や行政機関にも法曹需要や法的ニーズの調査や採用促進の要請を行ってまいります。日本司法支援センター開業によって喚起されるであろう需要への取り組みについても、一丸となって取り組んでまいります。

当連合会・弁護士会は法の支配の一層の拡充と司法アクセスの一層の改善を達成するためにも、今こそ全会挙げて弁護士業務推進のための様々な活動を展開してまいります。

2006年8月23日

弁護士業務総合推進センター委員 各位

同センター本部長代行 飯田 隆

弁護士求人アンケートの分析結果と対策

1. アンケートの目的

2007年には、現60期(9月初旬終了)および新60期(法科大学院卒・11月末頃終了)の修習終了者約2400人から2500人のうちの約9割が、弁護士事務所への就職を希望する見込みである。

そしてそれ以降も増加し、2011年頃には修習終了者が3000人に達する予定である。

過去10年間に、毎期の司法修習生数は約800人漸増したが、2007年には前年比約1000人の増員となる。

後進の養成(しかも修習期間が1年、もしくは1年4ヶ月に短縮され、益々オンザジョブトレーニングの比重が高まっている)は弁護士会の根幹といえる責務であるとともに、安定した業務基盤を用意し魅力ある職業であることを示すためにも、求人を確保するための早急な対策の必要性に迫られている。

本アンケートは、かかる状況のもと、弁護士事務所の今後の勤務弁護士採用動向を調査するとともに、併せて採用を促進する方法を探ることを目的として実施されたものであり、弁護士会としても初めての試みである。(資料1アンケート表)

2. アンケートの実施と回答率

(1) アンケートは、本年5月下旬から7月上旬にかけて、全国の弁護士宛(回答は事務所単位)に行われた。回答率は全事務所中28.40%と、アンケート集計としては例を見ない高率となった。弁護士会別の回答率は表1であり、便宜上、大規模会(東京三会・大阪)、中規模会(事務所数200以上の会)、小規模会(同200未満の会)に3分類した場合の回答率は表2である。事務所規模の分類による回答率は表3である。

(2) 回答率は、小規模会ほど高く、また所属人数が多い事務所ほど高くなる傾向が顕著である。アンケートに答えた事務所は、採用問題に関心があるまたは採用の可能性のある事務所が多い(顕名回答からも判断される)ことから、所属人数の多い事務所の回答率が高いことは、複数が所属する事

務所ほど採用意欲が高いこととの関連性がうかがえる。

大規模会は、母数が大きく回答率が低率になることはやむを得ない面があるものの、回答数としては全体回答数の 42.4%であり、東京三会・大阪に所属する弁護士が全国弁護士数の 61.9%を占めることからすると、ほぼ全国平均的に回答が得られたといえる。

3. 2006 年度及びその後の採用動向

(1) アンケート集計は表 4 のとおりである。

< 表の見方 >

東京弁護士会を例にとると、回答数 = 回答した事務所数は 460。経営弁護士 1,056 人（共同経営者は平均 2.3 人ということになる）アソシエート（勤務弁護士）990 人、所属人数 2,046 人（1 事務所当り平均 4.4 人所属）の事務所が回答した。

2005 年は、58 期 157 人、その他（58 期以外）57 人合計 214 人が採用された。2006 年の採用予定は、59 期 200 人、その他 45.5 人、うち内定 155 人で合計 245.5 人が採用予定とされている（小数点は「4 人～5 人」と幅をもった回答につき最小と最大の平均値を採ったことによる）。

(2) 2006 年度（本年度）の採用見込

2006 年度の採用予定数は 59 期 904.5 人、その他 162 人、合計 1,066.5 人である。

2005 年度の実績値（2005 年）によると、現実に弁護士登録した人数が 961 名のところ、58 期採用のアンケート項目に「採用した」と回答した人数が 588 名であり、すなわち採用した事務所のうち約 60%が本アンケートに回答していることになる。

これを 2006 年度全体の採用予定数に割り戻す（0.6 で除す）と、59 期約 1500 人（ $905 \div 0.6$ ）、その他 270 人（ $162 \div 0.6$ ）となり、2006 年度は計 1770 人前後の採用予定（求人）があると推測できる。

他方、59 期の弁護士志望者は 1213 人強（表 5。ただし判・検任官者数が 270 人を下廻ると弁護士志望者は増える）と予想され（このうち若干数の独立開業者が除かれる）2006 年度においては、弁護士志望者数と求人数とでは、求人数の方が上廻っていると予測される。

(3) 2007 年度の採用予測

2007 年度の採用予定数（全体）は、60 期（現 60 期・新 60 期合わせて）875 人、その他 105 人、計 980 人となっている。

2006 年（計 1054 人）より若干減少してはいるが、60 期の就職活動ことに新 60 期のそれはまだ始まっていないことや、戦略的に事務所増員計

画をもたない多くの事務所にとっては、本年秋以降が本格的に採用を検討する時期になると思われることなどを考慮すると、修習終了者について現段階の求人数でほぼ本年度並みの数値が得られたことは、本年度以上の求人が潜在的には存在していることを示すものと考えられる。

それでは、60期の採用予測数としてはどのように考えられるか。それには、次の諸要素を考慮する必要がある。まず、司法修習終了者数は、対59期比では約1000人増と推測される。判事補・検事の任官者数については、表5は過去5年間の平均値割合からの推測数であるが、60期の実際の任官数はこれを相当下回ることが予測される。弁護士事務所の求人数については、記載の通り、本年度並の求人数（約1500人）は維持され、さらにそれ以外にも潜在的な求人が存在していると考えられるが、かかる潜在的求人数は把握出来ない。他方で、本年度採用予定があったが採用を達成できなかった事務所（数値上、その求人数は約250人～300人程度となる）においては、そのかなりの部分が再度60期採用に向かうであろうと考えられる。

表5によると、過去5年間、需給バランスはおよそとれてきたといえる。そして、2005年から2006年の弁護士志望者300人増に対し、2006年度においては前述の予測のとおりこれを吸収できる見込みであり、300人程度の求人の自然増があったことになる。2000年度（52期・53期）に、修習期間短縮の関係で一挙に約700人増（1999年51期比）の修習生を吸収できた過去の例もあるが、今後毎年300人の求人の自然増が当然に見込まれるとすることは楽観的に過ぎるであろう。他方で、自然増としてここ数年は概ね100人増の実績があったことを踏まえると、当面は100人～300人の間での求人の自然増があることが予測される。

上記のとおり、採用予測をする上で数多くの考慮すべき要素があることから、現時点において確度の高い求人数を予測することは出来ない。しかしながら、現時点においては、弁護士事務所就職希望者数より求人数の方が下まわっている可能性が大きいと考えられる。

(4)新60期についての分析

60期全体の採用予定数875人の内訳は、現60期216人、新60期133人、内訳なし（どちらでも良いという趣旨と解される）526人である。アンケート時点で現・新の内訳を回答した事務所は、既に内定している場合か、特に意識的に指定した場合と考えられる。就職活動が先行している現60期に内定者が多いと推測されるものの、現時点ではどちらでも良いという回答が60%を占めており、内訳回答数も概ね現60期約1500人、新60期約1000人という修習生の比率にほぼ見合っており、新60期に関して際立った特徴はうかがえなかった。

アンケート時の現 60 期・新 60 期の内訳の開き（平均約 1.6 倍）を会規模別（表 6）、事務所規模別（表 7）にみると小規模会ほど大きく（大 1.5 / 中 1.7 / 小 3.0 倍）、小規模会への新 60 期の浸透度が低いこと、また大規模事務所（100 人以上）に新 60 期についての積極的な採用動向があることがうかがわれる。

- (5) 2008 年度以降 5 年間の採用見込みとして、「5 年間に何人くらい採用が見込まれるか（Q5）」については、大規模会 1880 人 / 中規模会 477 人 / 小規模会 487 人、合計 2909.5 人との結果である。

単純に年間平均 580 人の採用予定として、(2)の結果を踏まえて 60%の割戻しをしてみると年間平均 966 人にしかならない。この人数は、2006 年度の求人予測数を大幅に下回るものであって、将来の採用計画について検討が未だ十分にはなされていないことを示しており、今後の採用動向を合理的に推測するデータにはなり得ないと考える。ただし、計画的増員の傾向を示す大事務所（100 人以上）は、5 年間で 585 人、年間平均 117 人であり、これは 06 年度の採用予定数とほぼ同じである。なお大事務所 6、中 4 の回答を得ており、6 事務所に引直すと 880 人となり、年間平均 176 人となる。

- (6) 1 人事務所の採用動向（表 1 2）からは、ことに小規模会において採用に前向きな事務所が大幅に増加していることが見受けられる。これまでも潜在的な求人意欲があり、司法試験合格者大幅増員を機にこれが顕在化したと推測される。

4. 採用を可能とする条件について

- (1) 修習終了予定者の採用時の年俸額は表 8 のとおり、平均給与（年額）金 615.09 万円であり、600～700 万円の層に多くが集中している。

これに対し、「今後採用できる或いは採用を増やせる」ための採用可能条件の第 1 位は、「年俸が低くてもよいなら」で、38.8%を占める（表 9）。かかる回答をした事務所の「どの位の給与であればよいか」に対する回答は、表 8 のとおり、平均して年俸 453.24 万円、400 万円から 600 万円の層に集中している。

- (2) 採用可能条件の第 2 位が「スペースを広くしたら」ということであり、大規模会ではスペース問題が大きなネックとなっていることが窺われる（表 1 0）。ことに 1 人事務所ではこの理由が大きく（表 1 1）、スペース問題が解消すれば（即ち、移転が可能となれば）採用できるとする層は、かなり多く、潜在的な求人層は厚いことを示すものとして注目される。

- (3) 「すぐには採用できないが、若手弁護士が地元を開業する場合は協力できる」との回答が、450 事務所、26.6%あり、ことに小規模会では際立って多い(表10)。

修習終了者が1人ないし複数で小規模会で独立開業し、これに対し地元単位会が支援態勢を組んで物心両面の支援をしていくという新人事務所の形態の新しい可能性を示すものとして注目される。

- (4) 「給与なし(個人事件受任可)で事務所の事件毎に歩合を支払う形態であれば採用可」との回答数449通、26.5%である。

これまでも勤務弁護士が事務所内で事実上独立し共同事務所に移行していくステップとしてみられたものであるが、これを前倒し的に、新規採用条件として採り入れられていく可能性を示すものである。

なお、パートタイムや期限付であればという採用条件は、4~5%の回答に止まり、実践的ではないと考えられる。

5. 分析結果のまとめ

- (1) 本アンケートの分析結果からは、現時点においては、07年度における確度の高い求人数を予測することは出来ない。加えて、弁護士事務所就職希望数は、任官者の数や法科大学院卒の修習終了者の進路動向によっても変動する。今後、企業・行政庁等における法曹の需要調査(弁護士経験者の採用増大は、その分、修習終了者の弁護士事務所採用が増えることにつながる)の実施を予定しているが、本アンケートはこれらの法曹需要を反映しているものではない。また、今回の求人予測には、本アンケートに示された多様な採用条件を折込んだものではない。さらに、本年10月2日より日本司法支援センターが業務を開始し、コールセンターによる新たな法的ニーズの喚起や被疑者国選弁護制度の開始による業務増大が想定されるところ、今回の求人予測には、これらは織り込まれていない。

しかしながら、2007年度については、現時点においては、弁護士事務所就職希望者数より求人数の方が下まわっている可能性が大きく、求人数増大に向けて積極的な対策が必要とされている。

- (2) 08年以降については、アンケート分析によると、05~07の3年間採用予定のない事務所は、それ以降の採用見込みも著しく低下するのに比し、3年間に採用実績ある事務所はそれ以降の採用見込みが高くなっている(表13)。本アンケートの結果では、1人事務所の採用意欲が高いことは注目すべきであり、また、採用実績のある事務所が増加することが、その後の積極的な採用につながると考えられる。

- (3) 採用可能とする諸条件を求人情報として整理し、求人情報を修習生の求職情報にマッチングさせるシステムを早急に立ち上げる必要がある。また、ことに新60期及びそれ以降の期の就職活動の開始時期とそのあり方や各弁護士会主催の就職説明会などについても大いなる工夫と再検討を要する。大都市への就職志望が集中する傾向を緩和する効果的な対策も講じられなければならない。

6. 日弁連・弁護士会の行うべき対策

日弁連・弁護士会は、業務基盤を確立し安定した求人数を確保するために、今後採用促進に向けて次の対策を行う必要がある。

第1は、求人情報について日弁連と弁護士会とで有機的に接続された効果的なシステム化を図り、本アンケートに示された採用条件も掲載して、修習生の求職情報にマッチするように工夫をする。

第2は、できるだけ多くの弁護士会または連合会で就職説明会を効果的に開催し、多くの事務所の参加を呼びかけ、直接面談する機会を拡げる工夫をする。

第3は、弁護士の大都市偏在に対処するため、中小規模会には、採用倍増運動等を要請し、さらに、採用促進を図るために、独立開業支援や新人弁護士のサポートなどの体制を会として敷いてもらうよう強力に働きかける。

第4は、勤務弁護士採用によるメリットを訴え、採用意欲を高める運動をする。ことに総事務所数の70%を占める1人事務所の採用動向が重要であり、採用促進にむけた取り組みを強力に行う。また、弁護士事務所承継も併せて重要なテーマとして採りあげる。

その他、弁護士協同組合と連携して開業や事務所移転資金の貸付制度の充実も検討する。さらに、司法研修所や各地の法科大学院に対しても採用促進への協力を要請し、また最高裁・法務省に対して、裁判官不足、検察官不足解消の必要性の観点からも任官者の増員を訴えていく必要がある。

今次の司法改革の実現は、新規法曹の大幅増加という司法の人的基盤の拡充がベースであり、出発点となっている。

日弁連・弁護士会は、法の支配の一層の拡充と司法アクセスの一層の改善を達成するためにも、今こそ全会あげて弁護士業務推進のための様々な活動を展開していかなければならない。

以上